

令和5年～7年度 那覇・南風原クリーンセンター 消防用設備保守点検業務委託（長期継続契約）仕様書

本仕様書は、那覇・南風原クリーンセンター消防用設備保守点検業務（以下「保守点検業務」という。）の仕様について定めたものである。

1 目的

那覇市・南風原町環境施設組合に設置された消防設備を消防法17条の3の3の規定に基づく点検、報告及び消防法施行規則第31条の6に基づく定期点検及び、破碎選別設備へ任意に設置した消防設備（以下、「任意設備」と言う）の点検、報告を実施し、その結果を特定行政庁に報告すると共に、常に良好な状態に維持し、万一の火災等発生時に備えるとともに、異常発生の未然防止を図ることを目的とする。

2 業務委託期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（長期継続契約）

この入札に係る契約は那覇市・南風原町環境施設組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成22年那覇市・南風原町環境施設組合条例第1号）第2条第2号の規定に基づく長期継続契約であるため、契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費予算の範囲内で契約を締結又は契約を継続するものであり、当該契約に係る支出予算減額または削除があった場合、この契約を変更又は解除することができるものとする。

3 業務委託の対象

「消防設備一覧表（工場棟 No, 1、工場棟 No, 2、管理棟、任意設備）」に示すもの。

4 業務委託内容

業務委託内容は、次のとおりとする。

1) 消防法17条の3の3の規定に基づく点検及び報告

- (1) 消防法施行規則第31条の6に基づく定期点検（年2回 6月及び12月を基本とする）
- (2) 定期点検の結果及び処置の内容について、消防法施行規則に定められた様式での委託者への報告並びに消防署への書類提出
- (3) 任意設備の点検結果及び処置の内容について、消防法施行規則に定められた様式に準じた様式での委託者への報告
- (4) 消防設備等について、法令規則等の基準に該当しないものがある場合は速やかに文書及び口頭で報告すること。

2) その他の業務

(1) 火災時等の対応

消防設備及び任意設備が火災その他によって作動したとき、又は設備の異常を発見したと委託者から報告を受けたときは、ただちに出向き、適切な処置をとるものとする。

(2) 消防訓練への協力

年1回実施する消防訓練で使用する那覇・南風原クリーンセンター消防用設備の事前指導等及び訓練で利用した消防設備の復旧業務

- (3) 誘導灯類のランプ取替え(消耗品は委託者負担)
- (4) 点検時に対応可能な感知器類の取替(器具代は委託者負担)
- (5) その他の取替えを要する部品等の費用については、双方協議するものとする。

5 整備

保守点検を行い、異常箇所が発見された場合は、速やかに当組合担当者に報告し機器の復旧に要する費用の見積書を提出しなければならない。なお、見積書作成、提出に係る費用等は本保守点検業務に含まれるものとする。

6 異常時の処置

保守物件に異常及び故障等が生じたときは、その都度状況に応じた点検・報告を行うものとし、敏速に対応すること。点検終了後に、受託者は委託者に報告及び機器の復旧に要する費用の見積書を提出しなければならない。なお、点検・報告及び見積書作成、提出に係る費用等は本保守点検業務に含まれるものとする。

7 報告

保守点検終了後は、速やかに点検報告書を提出するものとする。ただし、異常、故障及び修繕の必要がある場合は、ただちに報告するものとする。

8 協議

この仕様書に定めていない事項について定める必要が生じたとき、又はこの仕様書に定めている事項について疑義が生じたときは、双方協議の上定める。ただし、軽微な事項については委託者の要望に従うこと。

9 その他

- (1) 受託者は、委託期間開始後速やかに緊急時の連絡体制が一覧できる書類を提出すること。
- (2) この仕様書に定めのない事項について定める必要が生じたときは、双方協議のうえ定める。
- (3) 第三者委託(下請け)は不可とする。